

NEWS

平成29年度 県・市行政と愛産協との懇談会開催

平成29年10月23日（月）午後2時から、名古屋市中区大須のローズコートホテル3階アプローチ東において、愛知県、名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市の環境行政に携わる産業廃棄物担当者等と（一社）愛知県産業廃棄物協会役員との「平成29年度県・市行政と愛産協との懇談会」が開かれ、行政担当者17名、当協会から会長をはじめ役員20名が出席しました。

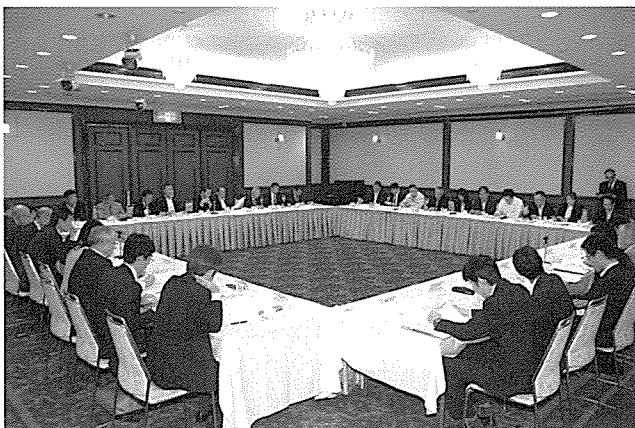
はじめに永井会長から懇談会に先立ち、挨拶をいただきました。



開会挨拶をする
愛産協 永井会長

挨拶では、南海トラフを震源とする巨大地震に対する備えについて、愛知県内54市町村のすべてと締結している災害廃棄物処理等に関する協定に基づき、迅速に対応していくこと、また、廃棄物処理法の見直しについて

全国産業廃棄物連合会がまとめた要望事項の一部が改正廃棄物処理法に反映され、残った要望についても今後の政令、省令等の改正で対応されていくと予想されること、環境省が産業廃棄物処理業の振興方策に関する提言の取りまとめについて公表し業法の整備に向けた第一歩を踏み出したこと、協会としてダイコー（株）の不適正処理事件を総括するため座



開会挨拶をする
愛知県資源循環推進課
武田主幹

談会を開催し愛産協としての提言をまとめたこと等に触れられ、これらのことを踏まえ本日の懇談会が実りあるものとなるように忌憚のない意見がいただけるよう話がありました。

続いて愛知県環境部資源循環推進課主幹武田祥延氏からの挨拶では、ダイコー（株）が不適正に保管していた食品廃棄物の撤去についての協会会員の協力・尽力に対して感謝の言葉があり、このような事件が二度と起こらないように排出事業者責任の徹底はもとより監視・指導体制の強化など各種対策に全力で取り組んでいる状況について述べられました。また、本日のテーマの一つであるダイコー事件の再発防止に向けた愛産協からの提言について、災害廃棄物処理の協働体制について等、多岐にわたるテーマについて県や各政令市の対応や考え方を説明させていただき、お互いの理解を深め、この会が有意義で実りあるものとなることを期待しているとの言葉がありました。

その後、懇談会では、産業廃棄物行政に関する8つのテーマについて、県・市の担当者から回答をいただきました。

1. ダイコー（株）の不適正処理事件についての「愛産協からの提言」及び環境省が発表した「総括」について

中野理事から、「循環あいち」104号で「愛産協からの提言」として提案した提案事項についての愛知県の具体的な考えと政令市の意見について、また、平成29年6月20日付けで環境省が発表した総括について、各行政のお考えをお聞かせ願いたいと質問がありました。

<愛産協からの提言>

1. 愛知県・環境省の監視強化

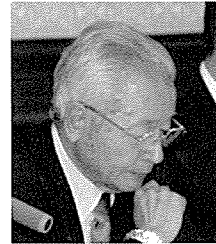
- ①愛知県が中心となり県内市町村との廃棄物に関する情報の共有化の強化
- ②平成28年6月に策定された「食品廃棄物の不正転売防止に関する産業廃棄物処理業者等への立入検査マニュアル」を活用した監視の強化
- ③食品リサイクル法の登録事業者に対する定期的な立入検査による指導監視の強化
- ④研修の充実による監視指導職員等の資質の向上と権限付与

2. 排出事業者責任の徹底

- ①ダイコー（株）に係る18条報告の開示（排出事業者名の開示を含む。）
- ②排出事業者が果たすべき責務をチェックリストとして周知徹底・指導を強化（適正な処理料金による委託や現地確認による処理状況の確認など）



愛産協 小島副会長



愛産協 渡邊専務理事



愛産協 中野常務理事



愛産協 加山理事

- ③食品リサイクル法の食品関連事業者が取り組むべき、食品と誤認されない適切な措置等の徹底

3. 事案の発覚後の対応

- ①排出事業者責任が果たされるインセンティブが働くようにするため、今回の事例は前例とすべきではなく、廃棄物処理法に基づく措置により厳格な行政対応が必要
- ②万一類似事案が発生した場合に緊急代執行を行い、行為者等や排出事業者に対して費用徴収を通じて責任を追及することができるようにすることが必要
- ③不測の事態に対するマニュアルの作成

平成29年度 県・市行政と愛産協との懇談会出席者（順不同・敬称略）

愛知県 環境部 資源循環推進課	主 幹 武田 祥延	豊田市 環境部 廃棄物対策課	課 長 中野 正樹
	課長補佐 石黒 雅仁		担当 長 白木 房子
	主 査 峯田 栄幸		
	課長補佐 新宅 茂一		
	主 査 成瀬 貴文	一般社団法人 愛知県産業廃棄物協会	
廃棄物監視指導室	室長補佐 棚橋 勝樹	会 長 永井 良一	理 事 富田 昭夫
	室長補佐 中島 賢	副 会 長 小島 晃	理 事 相木 徹
	技 師 渥美 元規	副 会 長 平沼 辰雄	理 事 松井 忠博
名古屋市 環境局事業部廃棄物指導課	課 長 浅井 隆行	専務理事 渡邊 修	理 事 金田 英治
	係 長 鈴木 寛	常務理事 近藤 千雅	理 事 中嶋 雅秋
	技 師 遠島世理奈	常務理事 中野 兼司	理 事 佐藤 明生
豊橋市 環境部 廃棄物対策課	主 幹 佐藤 実	理 事 加山 昌弘	理 事 土田 浩通
	主 査 竹野 宏	理 事 新家 義彦	理 事 東久保真弓
岡崎市 環境部 廃棄物対策課	課 長 柴田 清仁	理 事 伊藤 泰雄	理 事 近藤 大樹
	主任主査 船山 哲	理 事 新美 三良	監 事 石川 信夫

NEWS



愛知県資源循環推進課
石黒課長補佐



愛知県資源循環推進課
峯田主査



愛知県資源循環推進課
新宅課長補佐



愛知県資源循環推進課
成瀬主査



愛知県資源循環推進課
棚橋室長補佐



愛知県資源循環推進課
中島室長補佐

[特記事項]

- 1-①について、県内市町村との廃棄物に関する情報の共有化は現在どの様に実施されていて、二度とダイコー事件のようなことが起こらないために、今後の市町村間の情報共有を強化するための具体策などを教えていただきたい。
- 2. 今後、排出事業者責任の徹底を推進する上で、我々産業廃棄物処理業者が排出事業者との接点が一番あると思います。ご協力したいので、お声を掛けていただきたい。
- 3-①・②・③ダイコー事件のような事案は今後決して発生してはならないが、災害においても不測の事態はあり得ます。BCPの観点からも不測の事態が発生した場合のマニュアル等をお考えいただきたいです。

愛知県からは、産業廃棄物に関する情報の共有化の強化について、4月から本庁と各地域を所管する地方機関が連携して処理困難案件を処理できるよう全体を把握し、進行管理を行う企画調整担当を新たに配置すること、また例年、地域ごとに市町村等と開催している産業廃棄物不法処理防止連絡協議会で、改めてダイコー事案について丁寧に説明し、連携の強化を依頼したこと、これに加え産業廃棄物処理業者に関する許可情報をウェブの地図上に掲載して検索できるようにするなど県民、市町村、排出事業者「見える化」を図るとともに不適正処理に関

する通報を容易にできるよう対策を進めていると説明がありました。

また、本庁の資源循環推進課廃棄物監視指導室監視グループに2名が増員され、各県民事務所ごとに担当者を1名配置し、それに加えて県民事務所だけでは処理が困難な案件や、全庁的な対応が必要な大きな案件など、関係機関等々と連携して処理できる企画調整担当を1名配置し、柔軟に、強力に対応できるようにしたとの補足説明がありました。

「見える化」について、中間処分業者、最終処分業者と収集運搬業者で積替え保管の許可を持っている方等をウェブ上に地図情報として登録し、それをインターネット上で公開し、一般の方々に許可の無い場所で処理が行われている場合に、通報しやすくするシステムを年内に完成し、新年明け位には運用を始めたいと補足説明がありました。

小島副会長からは、無償協力した事実の税務上の取扱いについて、処理を行った会社の方が事務処理上の会計処理を寄付裁量にすべきなのかゼロ円処理にすべきなのか、事実行為としての記録が難しく、各社で統一しておく必要があると思うので、一定の指導をお願いしたいと要望があり、渡邊専務理事からは、協力会社の会計上の扱いの問題として、損金扱いとして対応できないか、善意の寄付として税の対象になるのか、本来ならば損金扱いとして行政が何らかの働きかけを税務当局にして欲しいと補足説明がありました。



愛知県資源循環推進課
渥美技師



名古屋市廃棄物指導課
浅井課長



名古屋市廃棄物指導課
鈴木係長



名古屋市廃棄物指導課
遠島技師



豊橋市廃棄物対策課
佐藤主幹



豊橋市廃棄物対策課
竹野主査

愛知県からは、即答は難しいが、国の税務署の所管であり、当然損金というか控除を受けるべきものではないかと考えるが、一度持ち帰って回答したいと説明がありました。

【参考】無償協力の税務上の取扱いについて、愛知県から電話による国税庁電話相談センターへの問い合わせと回答の内容（平成29年10月26日愛知県峯田主査）

質問：産業廃棄物の処理業者が実質の破たん状態であり、残された廃棄物の撤去を別の事業者が無償協力として行った場合、事業者が負担した人件費、その他の諸費用（燃料代等）の税務上の取り扱いについて教えていただきたい。

回答：事業者ということで法人税になろうかと思うが、基本的には無償協力ということであれば、損金として取り扱うべきと考える。

本来費用を支払うべき者が破たん状態の処理業者ということであれば、その処理業者に対する寄付というような扱いになると考える。

基本的な考え方は以上だが、具体的な徴収事務は事業所を管轄する税務署が行うこととなるため、そちらに相談していただく必要がある。

具体的な状況を丁寧に説明していたら、税務署も私がお答えしたような回答になるのではないかと思います。

また、永井会長から、今回のダイコーの問題で当然、処理業者ダイコーが悪いということは我々も認識しているが、行政、愛知県が排出者責任をしっかり追及、指導できなかった実態が問題の起こった要因であり、ウェブ上で処理業者が見えるようにすることも必要かもしれないが、根本的には排出事業者の責任を強化すれば廃棄物の不適正処理は激減するとの指摘がありました。

愛知県からは、排出事業者責任の徹底について、特に2-②の排出事業者が果たすべき責務で、公益社団法人全国産業廃棄物連合会が平成28年10月に食品廃棄物の排出事業者が廃棄食品の肥料化あるいは飼料化を委託する際の参考資料として「産業廃棄物処理業廃棄食品の現地確認チェックリスト」を作成し、また環境省と農林水産省においては平成29年1月に「食品リサイクル法に基づく食品廃棄物等の不適正な転売の防止の取組強化のための食品関連事業者向けガイドライン」を策定、環境省においては、さらに平成29年6月に全ての業種を対象として排出事業者が果たすべき責務、具体的に行う必要のある事項について「排出事業者責任に基づく措置に係るチェックリスト」を策定し、愛知県では立入検査の際に県で作成したパンフレットに加

NEWS



岡崎市廃棄物対策課
柴田課長



岡崎市廃棄物対策課
船山主任主査



豊田市廃棄物対策課
中野課長



豊田市廃棄物対策課
白木担当

排出事業者を対象にしたセミナーを今後も継続して開催していきたいという内容に加えて、引き続き食品製造業者、解体工事現場を中心に、排出事業者を対象とした立ち入り調査及び適正処理の啓発指導を実施していく予定であると説

明がありました。

明がありました。

豊田市からは、排出事業者全体に対する啓発はもちろん、2名の専任の体制で排出事業者全件に対する啓発指導等を行っており、今後も啓発をがんばっていきたくないと説明がありました。また、年間700件から800件の排出事業者を訪問し、啓発指導を行っているとの補足説明がありました。

明がありました。

豊田市からは、排出事業者全体に対する啓発はもちろん、2名の専任の体制で排出事業者全件に対する啓発指導等を行っており、今後も啓発をがんばっていきたくないと説明がありました。また、年間700件から800件の排出事業者を訪問し、啓発指導を行っているとの補足説明がありました。

明がありました。

豊田市からは、排出事業者全体に対する啓発はもちろん、2名の専任の体制で排出事業者全件に対する啓発指導等を行っており、今後も啓発をがんばっていきたくないと説明がありました。また、年間700件から800件の排出事業者を訪問し、啓発指導を行っているとの補足説明がありました。

明がありました。

豊田市からは、排出事業者全体に対する啓発はもちろん、2名の専任の体制で排出事業者全件に対する啓発指導等を行っており、今後も啓発をがんばっていきたくないと説明がありました。また、年間700件から800件の排出事業者を訪問し、啓発指導を行っているとの補足説明がありました。

明がありました。

豊田市からは、排出事業者全体に対する啓発はもちろん、2名の専任の体制で排出事業者全件に対する啓発指導等を行っており、今後も啓発をがんばっていきたくないと説明がありました。また、年間700件から800件の排出事業者を訪問し、啓発指導を行っているとの補足説明がありました。

明がありました。

豊田市からは、排出事業者全体に対する啓発はもちろん、2名の専任の体制で排出事業者全件に対する啓発指導等を行っており、今後も啓発をがんばっていきたくないと説明がありました。また、年間700件から800件の排出事業者を訪問し、啓発指導を行っているとの補足説明がありました。

明がありました。

豊田市からは、排出事業者全体に対する啓発はもちろん、2名の専任の体制で排出事業者全件に対する啓発指導等を行っており、今後も啓発をがんばっていきたくないと説明がありました。また、年間700件から800件の排出事業者を訪問し、啓発指導を行っているとの補足説明がありました。

明がありました。

豊田市からは、排出事業者全体に対する啓発はもちろん、2名の専任の体制で排出事業者全件に対する啓発指導等を行っており、今後も啓発をがんばっていきたくないと説明がありました。また、年間700件から800件の排出事業者を訪問し、啓発指導を行っているとの補足説明がありました。

事業者の責務である適切な処理業者の選定、適正な価格での委託などについて、リーフレットに記載し、指導の徹底を行っているとの説明がありました。また、このリーフレットを使って食品廃棄物の関係団体へも出前講義を行い、排出者の責務について徹底して説明しているとの事でした。会員企業の協力で実地研修会を開催した際には、排出事業者にとっての産廃処理場での留意点、行政だけの視点ではなく処理業者の目線での留意点、排出事業者と処理業者と信頼関係を構築してほしいなどの話がありました。また、反復実施することにより、全業種に対して排出事業者責任の徹底を図っていきたいと説明がありました。

渡邊専務理事からは、愛知県内の全ての排出事業者に対して排出事業者責任を効率的に、効果的に指導啓発を行う方法について質問がありました。

愛知県からは、全社に指導することは現実的には不可能であり、効率的な指導は業界団体や食品等の各種団体の協力を得るとするのが一番適切であり、個別に、会員企業へ出前講義や、一般の団体にも講義ができるよう試行錯誤で進めていると説明がありました。また、提言の特記事項の2で「産廃業者が排出事業者の方との接点が一番あると思うのでご協力したいので声をかけていただきたい」については、話ができれば前向きに検討するとともに、できる限り大人数の所で説明する機会を常日頃から探していると回答がありました。

中野常務理事からは、今回の事件に関して、CoCo 壺番屋は事業系一般廃棄物を許可がない無許可業者ダイコーに委託したということで、罰金を支払ったという新聞報道等があったが、CoCo 壺番屋を含め排出事業者に対してのペナルティ的なものが他にあったのであれば教えて頂きたいと質問がありました。また、法的な制裁が困難であれば、協会の

提言にある企業名の公表等と言った社会的な制裁も必要であり、排出者責任が一番の基本である旨を広く一般的に認識していただくよう「排出事業者責任」を繰り返し力強く指導願いたいと要望がありました。

愛知県からは、企業名が公表されて会社の事業、信用に傷がつくといったことは今回に関してはなかったと回答がありました。また、排出事業者責任についての強い指導は、県で作成したリーフレットの冒頭に排出者責任についてページを割いており、廃棄物の発生から、資源化を含めて最終処分されるまでが排出者責任である旨記載しているので、理解いただきたいと回答がありました。

渡邊専務理事からは、排出事業者責任と言いつつも具体的な制裁は現実にはなく、可能なことは、公表制度を条例化することが今後の一つの道だと提案があり、また、愛知県下の事業所数は統計では34万社であり、通常の方法では情報が行き渡るのは不可能であり、相手に排出事業者責任について関心があれば、愛知県のホームページなり環境省のホームページも有効に働くが、関心がない排出事業者に対して何か手段を講じないと排出事業者責任を何とかしていこうというところに結びつかないという意見があり、事業者には必ず何らかの業界単位の組織があり、その組織に対して集中的にアクションを起こし、末端の参加事業者に行きつくような工夫、考えはないか質問がありました。

愛知県からは、食品関係団体に対して既に講義をした団体もあり、中小企業連合会、名古屋商工会議所等、調整中の団体もあり、リーフレットを活用し、希望があれば会社の研修などで出前講義を行うと回答がありました。また、事業者はその気にさせる方法がこれと違って見つからないというのが本音であり、考えながらどうしたら多くの排出事業者の方に排出事業者責任というものを捉えて頂ける機会

NEWS

を作れるか、とにかく取り掛かりを探している最中であると回答がありました。

2. 水銀使用製品廃棄物の処理について

事務局から、水銀廃棄物の新たな規制が10月1日から施行になり、協会にも排出事業者や処理業者からその対応について問い合わせが多数寄せられており、一般廃棄物及び産業廃棄物の水銀使用製品廃棄物の回収及び処理についての愛知県及び政令市の具体的な対応について、また、変更許可の手続きについても合わせて現段階での対応、今後の動向についてご教授をお願いしたいと質問がありました。

愛知県からは、一般廃棄物の関連で、法律では市町村の責務として、「市町村はその区域の経済的社会的諸条件に応じて、その区域内における廃棄された水銀使用製品を適正に回収するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。」と規定されており、これを踏まえ、環境省が作成した「家庭から排出される水銀使用製品の分別回収ガイドライン」等を周知することで、市町村に対して水銀使用製品を適正に回収するよう求めていると回答がありました。また、産業廃棄物の関係で、10月1日より水銀使用製品産業廃棄物と水銀含有ばいじん等の処理を行う場合について、処理基準が新たに適用されることになり、10月1日以降に委託処理をする場合については、これらを含む旨を契約書・Manifestoに明記することが必要になり、また許可証についてはこれらを取り扱う場合はその旨を明記することが必要となり、愛知県では水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等の取り扱いの有無について許可証に記載することとしたと説明がありました。具体的な手続きについては新規許可の場合には10月1日に改正された新様式により水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等の取り扱いの有無

を記載することになり、既存の許可業者の書き換えに関しては安定型最終処分場を有する処分業者の方については10月31日までに届出の提出をお願いしており、それ以外の処分業者、収集運搬業者の方々については原則、更新許可と変更許可や許可証の書き換えに伴う変更届の際に届出を提出していただき、また早期に許可証の書き換えを希望される場合は、届出の提出をしてほしいと説明がありました。なお水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を除くという許可から含むという許可への変更については、変更許可が必要となるので注意していただきたいと説明がありました。

名古屋市からは、家庭から出る蛍光灯等については環境事業所、家電販売店、ホームセンター等回収協力店舗において回収しており、家庭から出る水銀体温計、温度計は環境事業所で回収しており、その取り扱いについては全戸配布の広報なごや9月号において配布をしたり、市の公式ウェブサイト以案内をしていると説明がありました。事業系の水銀使用製品産業廃棄物は産業廃棄物であり名古屋市では回収をしておらず、施行令、施行規則、水銀廃棄物ガイドラインに従って事業者責任で処理をしていただくという説明がありました。具体的には水銀が大気中に拡散しない方法で水銀回収、破碎等が出来る業者に委託することが考えられ、市内の事業者については事業系一般廃棄物の収集運搬業者の協力を得てチラシの配布を行ったほか市の公式ウェブサイト掲載をして周知を図っていると説明がありました。また、許可については水銀使用製品産業廃棄物を従来から取り扱っている処理業者は品目の追加ということではないので、変更許可の申請は要せず、次回許可更新時に、「水銀使用製品産業廃棄物を含む」または「水銀使用製品産業廃棄物を除く」の表記を追加するか、その前に許可証の表記を求められる場合

は変更届の提出によって許可証の書き換えに応じていると説明がありました。

豊橋市からは、水銀使用製品の一般廃棄物に関しては今後順次具体化していく予定であり、水銀使用製品産業廃棄物について、収集運搬については当該廃棄物が破損しないように専用ケース等を利用し、その他の廃棄物と分別すること、積替え保管を行う場合は通常の産業廃棄物保管基準に加え、その他の産業廃棄物と混合しないように仕切りを設けること、中間処理の破碎等に当たっては、水銀または化合物が大気中に飛散しないように密閉された設備内で処理を行うこと、集塵機を設置するなどの対応が原則求められること、さらに水銀回収が義務付けられているものは予め水銀の回収を行うことが必要になると説明がありました。最後に変更許可は既存の業の範囲で行う場合は特に必要はなく、変更許可が必要となる場合は新規に品目を追加する、新規に処理方法を追加する、すでに許可を取得している品目の制限を解除する場合で、手続きによっては処理基準に適合していることを証明する資料を添付して、変更許可申請をお願いしますと説明がありました。

岡崎市からは、家庭から排出された一般廃棄物である蛍光灯及び電池については、すでに市としての回収システムが確立しているため、新たな回収システムの構築等を行う予定はなく、その他の一般廃棄物である水銀使用製品廃棄物については、現状、有害ごみという分別区分で処理を行っており、今後、国において市町村を対象にしたセミナーが開催される予定があるので、その内容も踏まえ適正処理の観点から処理システムの検証を行いたいと説明がありました。産業廃棄物である水銀使用製品廃棄物の処理については、問い合わせ等あった場合に処理基準、対応等について説明をしていると回答がありました。周知啓発については、29年8月に開催した

廃棄物適正処理セミナーにおいて法改正に係る概要を説明した他、産業廃棄物処理業許可を有する事業者には通知文を送り、必要な対応について案内をし、また、ホームページへの記事の掲載や排出事業者への啓発として岡崎商工会議所発行のメールマガジンへの記事掲載を依頼するなどの対応をとっていると説明がありました。なお、変更許可については、処理施設を新たに設置する場合に、市条例の適用によって立地規制、住民説明会の実施等を伴う場合があるので、予め個別にご相談いただきたいと説明がありました。

豊田市からは、平成29年9月27日付け文書で市内の全事業者に通知文を出し、市のホームページ等も同時に更新をし、また更新許可、変更許可、書き換えを伴う変更届の際に書き換えを行うか、事前の書き換えを希望される事業者には変更届、または一部廃止届を提出していただくという対応を行い、基本的には愛知県に準じた方法で実施していくと説明がありました。

永井会長からは、10月1日から水銀使用製品産業廃棄物の規制が始まるということで、委託契約書、manifestoに水銀使用製品であることを明記することになり、排出事業者の要望により契約書を変更する場合、添付する許可証は従前のままでいいのかと愛知県の出先機関に質問したところ、望ましくないのでやめてほしいという回答があったが、政令市も一緒なのかお聞きしたいと質問がありました。

名古屋市からは、許可証の記載ということで、要望があれば変更届の提出で許可証の書き換えを行うと回答がありました。

永井会長からは、法律上では許可証はそのまま扱ってよいということですが、従来の許可証を添付する状態の中で契約書に記載してほしいといわれるので、契約書に記載してよいのかと再度、名古屋市

NEWS

に質問されました。

名古屋市からは、許可証に記載がなくても契約書に記載をしても特に問題だとは考えていないと回答がありました。

豊橋市からは、名古屋市と同じような見解だが、混合しないよう仕切りを設ける、破損しないよう措置を講ずるといった新たな処理基準による収集運搬が確認されていれば許可証のことは関係なく契約書に書いていただいても差支えないと説明がありました。

岡崎市からは、実際に、排出事業者から委託契約書を作り換えなければいけないのかという相談を受けており、その際には、許可業者の方が取り扱うことのできるかできないかの確認をする必要があり、覚書の締結等を助言していると回答がありました。許可証と契約書の関係については名古屋市、豊橋市と同様に考えていると説明がありました。

豊田市からは、基本的に岡崎市と同じ考え方で、契約の締結のし直しということまで求めておらず、覚書での対応を説明しており、10月1日から法が施行されているので契約書には記載する義務があり、許可証が追い付いていない現状があるが、新たな契約については確実に記載する必要があると回答がありました。

愛知県からは、総括として、各政令市が回答したとおりで良く、一番望ましいのは許可証が水銀含有産業廃棄物を含むと書かれていて尚且つ契約書もそうなっているのが良いが、当然書き換わるタイミングがそれぞれバラバラであり、改めて書き換える必要はなく、最長で7年、許可証が書き換わるまでに時間がかかるわけで、その間に多少の齟齬があっても致し方ない部分があると説明がありました。ただし、排出事業者の観点から、排出事業者責任において処理業者が今まで通り水銀含有産業廃棄物を処

理できる業者であるかの確認は必要であり、覚書での対応という話もあり、あった方が良いと思うが、決して義務ではないとの説明がありました。

永井会長からは、10月1日からマニフェストに水銀使用製品産業廃棄物と記載しなければいけないが、契約書には記載しなくても良いということか、それとも記載しなければいけないということなのか確認の質問がありました。

愛知県からは、10月1日以降に新たに作成する契約書については記載をしてくださいと回答がありました。また、契約書の中には自動更新の契約書があり、何年も水銀使用製品という言葉が出てこないということは好ましくないので、許可証が書き換わるタイミング等で対応して欲しいと説明がありました。

3. 一般廃棄物で市町村の処理困難物の処理について

事務局から、一般廃棄物で市町村の処理困難物の処理について、相変わらず産廃で処理してくださいと市民に案内され、産廃処理業者の所に持ち込まれて処理されている事例が多々あり、サービスで紹介して処理すると無許可で一廃を処理したといわれ、市町村が扱える産業廃棄物処理業者に委託するという法に基づいた手続きを踏めば可能であるので、その点を明確にして市町村への指導を常々お願いしており、その対応について質問がありました。

名古屋市からは、市民の方から処理困難物の処理について問い合わせがあった場合は、適切な案内をするよう努め、処理方法が確立されていないものも一部あるので、今後の課題として検討させていただきたいと回答がありました。

豊橋市からは、豊橋市廃棄物の処理及び再利用に関する条例に基づき、消火器、バッテリー、廃タイ

ヤなどを処理困難物として指定しており、これらの品目の多くは環境大臣により広域認定処理事業者に指定されていることから広域的に安全かつ適正な処理が確保されているものと考えており、それ以外の物もあると思うのでそれらのものについては今後課題として検討していきたいと回答がありました。

岡崎市からは、過去には、市民に対して処理困難物の処理先として貴協会を紹介したことがあったが、今では一般廃棄物担当部署ともども適切な対応ができていると思っていると回答があり、また、今後も一般廃棄物の処理について様々な問題が生じると思われるため、その都度新たな方策、処理ルートの開拓に努めてゆくので、一般廃棄物の委託処理について、貴協会に相談する時には協力をお願いしたいと説明がありました。

豊田市からは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条第1項及び第2条の3第1項に市町村の委託を受けて一般廃棄物を収集運搬及び処理する場合は許可を要しないという制度があり、豊田市としては市町村から処理の相談を受けた場合には、貴協会から市町村に処理業者を紹介し、当該市町村が所定の手続きをして、市町村が委託を行っていくことで一般廃棄物の適正な処理が推進されると考えていると回答がありました。

愛知県からは、市町村が一般廃棄物の処理について統括的な責任を有するとされていて、そのため市町村による処理が困難な一般廃棄物の処理については、廃棄物処理法に基づく許可制度や民間事業者への処理委託等を活用して、市町村の責任で適正処理を確保することが必要だと考えており、何かあったら該当市町村に話をしたいので連絡をお願いしますと回答がありました。

中野常務理事からは、政令市以外の市町村担当者の対応に問題があり、安易に一般廃棄物を産廃業者

にお願いするケースでトラブルがあり、愛知県がリーダーシップを取り、周知徹底と指導をお願いしたいと要望がありました。住民が処理に困っているので何とか頼むと地元の行政担当者からお願いされ、行政担当者が言うなら良いのかと勘違いをし、一廃の許可が無いのに産廃として安易に請け負い、結果的に産廃の許可剥奪に繋がるおそれもあり、違法なので我々も毅然とした態度での対応が求められることは承知しているが、先回の行政との懇談会で「口頭での口約束では委託にならず、正規に書面でのやり取りでないと委託事業として認められない」旨のご説明があったことを踏まえ、改めて他の行政に対して指導をお願いしたいと要望がありました。

渡邊専務理事からは、廃棄物処理法違反というリスクを負うので迷惑をこうむるのは我々産廃業者であり、一般家庭でもありますので、市町村の一般廃棄物行政の中でどこまで把握し、対応できるようになっているか指導を強くお願いしたいと要望がありました。

永井会長からは、一般廃棄物である災害廃棄物、家庭から出るコンクリートブロックだとか植木鉢、自分で取り外したソーラーパネル等、また、残置ごみは一廃だと通知もあるが、いまだに市町村によっては処理できないので産廃業者に頼んでくれというところがあり、市町村に頼まれたからといって、産廃業者がやれば司法の場では委託基準違反、無許可営業になるので、市町村が必要であれば法律改正時に強く主張して欲しいと要望がありました。

4. 災害廃棄物の処理についての協働体制の構築と連絡、作業方法等の調整について

事務局から、愛知県及び各政令市と災害時における廃棄物処理に関する協定を結んでいただいているが、災害時における具体的な協働について、共通の

NEWS

マニュアルの整備が進んでいない状況にあり、実際に起きた時を想定して訓練を積み上げておかないといざという時に役に立たないということがあり、その時点その時点で状況が変わるということもあるので、それぞれの時点での情報交換も必要になってくる、机上訓練なり図上演習なりも含めていざという時のための協働体制を強く動かせるようにしておく必要があるかと思うが、愛知県をはじめ政令市の具体的な見解について質問がありました。

愛知県からは、愛知県及び県内市町村等における災害廃棄物対策の基本的な考え方や方向性を取りまとめた愛知県災害廃棄物処理計画を昨年度10月に策定し、現在県内市町村の災害廃棄物処理計画策定の支援をしており、平成30年度を目標に県内全域54市町村が災害廃棄物処理計画を策定できるよう支援していきたいと説明がありました。また、災害時における廃棄物処理等に関する協定のマニュアルを作成する場合においては、貴協会と全市町村との協定もあるので、愛知県だけではなく市町村の意見も聞きながら作成する必要があると説明がありました。また、今年度事業では発災後の業務を時系列で整理するタイムラインの策定や、来年の1、2月頃市町村や民間事業者団体を対象にした愛知県で初めてとなる図上演習を予定しており、こうした機会を通じて検討していきたいので協力をお願いしたいと回答がありました。

名古屋市からは、平成28年10月に災害廃棄物処理計画を策定し、計画の実効性の確保について具体的な業務内容等の検討を進めており、東日本大震災等の事例からも貴協会をはじめとした業界団体からの支援が必要不可欠であり、業務内容等の検討に当たっては貴協会と意見交換を行いながら災害時の支援方法、支援要請方法等の具体的な検討を進めていきたいと回答がありました。

豊橋市からは、地域防災計画で想定した南海トラフを震源とした巨大地震が発生した場合の対応計画として当市の災害廃棄物処理計画を平成29年3月に策定し、想定される222万トンの膨大な災害廃棄物を適切に処理するために災害発生時の災害廃棄物処理体制、役割分担、業務内容について具体的に検討をはじめしていると説明がありました。ごみの発生量としては市が処理できる量をはるかに超えており、愛知県産業廃棄物協会東三河支部とこれまでも定期的に情報交換を行っており、今年度は災害廃棄物の処理の具体的な委託先、受入基準に関すること、オープンスペースに関すること、運搬車や機材に関することについて協会員にアンケート調査をさせていただいており、結果を共有させていただきたいと考えており、将来的には発生時における具体的な連絡体制、処理委託に関する調整方法等、貴協会と連携して検討していきたいと考えており、基本的なフレームを作っておいて、災害の規模、状況に応じてある程度アジャストしていきながら進めていくという共通の認識を共有していければ早く進むのではと回答がありました。

岡崎市からは、3月の公表を目指して災害廃棄物処理計画を策定中であり、計画策定後は、発災前、発災時に担当者が具体的に行動をとれるよう各種マニュアルを作成する予定であること、マニュアルは、過去に起きた災害やその支援を行った際の知識等が反映されたものとし、各種機関、団体等と協議しながら作成すること、また、より実効性を高めるために、新たな事象が発生した場合には速やかに見直しを行っていききたいと説明がありました。加えて、貴協会に支援いただくことになった際には、より効果的な協力をいただけるよう、引き続き貴協会の西三河支部様に相談させていただきながら考えていきたいので協力をお願いしたいと要望がありました。

豊田市からは、災害廃棄物の処理の支援体制については、市町村ごとに大きく変わるものではないと考えているので、共通の支援内容を決めることが重要であるが、災害時においては支援内容について実行する仕組みを各市町村と協会との間で取り決めていくよりも愛知県災害廃棄物処理計画における市町村を超えた地域間連携とされている尾張、西三河、東三河の3つの地域ブロックと、貴協会の支部との間で具体的な連携方法を考えて、それぞれの地域ごとに合わせたものを作っていくことがよいのではと回答がありました。

渡邊専務理事からは、ぜひ具体的に進むように我々も協力させていただきたいと思うので今後積極的に進めていただいきたいと要望がありました。また、冒頭でダイコーに絡んで不測の事態という話がありましたが、3-②のところ、万一類似事案が発生した場合に緊急代執行を行い、行為者等や排出事業者に対して費用徴収を通じて責任を追及することができるようにすることが必要という基本的な考えを踏まえて不測の事態に対する、災害廃棄物にこだわらず的確に対応するためのマニュアル、協力体制ということまで踏み込んだ形での考え方を聞かせていただきたいと質問がありました。

愛知県からは、ダイコーと同様の事案を二度と起こさないという強い決意で再発防止対策に取り組んでいくとともに今回のダイコーの事案のような不測の事態に対して法令にのっとって厳格な対応ができる様に国が策定した行政処分の指針や県で定める行政処分に係る要綱、要領、マニュアル等を使用して廃棄物担当職員を対象とした研修を行い、同様な事案を二度と起こさないということで進めていると説明がありました。

名古屋市からは、不測の事態というものが一定の形にあてはまるようなものであれば、マニュアル

も意味があると思うが実際にはケースバイケースで考えるべき事案も多々あるのではないかと考えるので、まずは法律に基づく適切な行政上の対応をとるということを原則としながら、事例や経験を蓄積していきたいと説明がありました。

豊橋市からは、現在は不測の事態に対するマニュアルはなく、課題として法律に基づく対応等を考慮しつつ考えていきたいと説明がありました。

岡崎市からは、不測の事態に対するマニュアル等は作成しておらず、不適正処理事案の早期発見、早期是正という観点から排出事業者を含めた現場等への立ち入りを強化しており、民間ヘリコプターの借受けによる空からの監視パトロールも実施するなど、不適正処理の疑いのある現場を早期に発見し、必要な行政指導を行い、聞き入れてもらえない場合は適切な行政処分等も検討しながら進めていきたいと説明がありました。

豊田市からは、名古屋市のようにはあらかじめ分かっていることについてはマニュアルを作っているが、不測の事態については生活環境の保全上の支障をしっかりと勘案して、法にのっとった必要な措置を講じていくということをそれぞれの案件について考えていきたいと説明がありました。

中野常務理事からは、今回の件を踏まえて、BCPの観点からも最悪の事態が起きた時にある程度マニュアル的なことを決めておく、細かいものまでは決められなくても税金（産廃税等）をどう使うか、そういったことを含めたうえで検討するということが必要ではないか、法律にのっとって動くことは基本だが、動かすために非常に時間がかかるということで行政代執行に対してもいろいろな条件がそろわないとGOをかけることが出来ず、半年や一年以上かかるという事案もあると聞いているので、事前の取り組みが必要であり、もし不幸にも発生した場合

NEWS

はある程度の覚悟も必要ということも今後の課題として考えていただきたいと要望がありました。また、もしそういう取り組みの会議等が行われる場合においては、当協会の専門知識がある産廃事業者も参加させていただくなり、我々の視点から見のご提案も取り入れていただけると非常にお役に立てると思うので検討をお願いしたいと要望がありました。

5. 中間処理施設等に対する新たな積立制度の創設を求める要望書について

事務局から、愛知県では、積替え保管施設を有する収集運搬業者及び中間処理施設を有する処分業者が経営破綻した場合を想定し、当該処理業者の施設に未処理のまま残された産業廃棄物の撤去等に要する費用の事前積み立てを当該処理業者に義務化するため、中間処理施設等に対する新たな積立制度の創設を求める要望書を環境省に提出されており、全産連で全国の協会に問い合わせたところ、愛知県以外の都道府県では特段の動きは見られないとのことであり、愛知県に対して、処理業者に負担となるこの要望を今後も継続して要望し続けるのかと質問がありました。

愛知県からは、この要望については平成15年から環境省に要望を続けているが、制度の創設には今のところ至っておらず、今後の要請活動については今回のダイコー事案も踏まえて引き続き要望をしていく予定であると回答がありました。

渡邊専務理事からは、積み立てるのは中間処理業者であり、過大な義務を負わせることになるということを念頭に置いて頂きたいと要望がありました。

永井会長からは、要望書について、全国産業廃棄物連合会で全国47都道府県に確認をとったところ、愛知県を除いて要望書を提出しているところは無く、廃棄物の埋め立て税、最終処分場の積立金

と全く種類が違ふし、目的も違ふので、今、愛知県がやろうとしていることは実態に合わない無意味なものだと思う、何のために行うのか、違ふ視点を考えなければいけないのではないかと要望がありました。

6. 雑品スクラップ等の有害使用済機器の保管又は処分を業とする者への対応について

事務局から、廃棄物処理法の一部改正により、有害使用済み機器の適正な保管等の義務付けが行われたが、雑品スクラップ等の有害使用済み機器の保管又は処分を業とする者の実態把握と届出の状況及び処理基準遵守への指導の状況について質問がありました。

愛知県から、雑品スクラップ等の有害使用済機器関係について総括的な立場から、届出に必要な要件とか適用される保管基準、処理基準等が国でまだ定められておらず、まだ国で検討中ということですのでその状況を注視しており、具体的なことが決まってから周知をさせていただくと説明がありました。

7. 親子会社間において自ら処理できる範囲の拡大について

事務局から、親子会社が一体的経営等を行う者である等の要件の適合について都道府県等が認定を行う場合の基準及び考え方について、また、A社がA県でB社がB県の場合は、認定はA県とB県と両県で認定が必要か、A社がA政令市、B社がB政令市の場合はどうかについて質問がありました。

愛知県からは、親子会社間の処理については、廃棄物処理法の一部改正が公布されたが、今のところ環境省から省令等の改正内容の情報提供がなく、詳細は不明なので、現状では制度に係る国の検討状況を注視しているところだと説明がありました。

渡邊専務理事からは、環境省も廃棄物処理法の許可制度そのものに影響する話だから、親子関係ということは一心同体という形のものしか例外的に認めないという方向だろうと思うので、国の検討の状況が入りましたら早い段階で情報提供をお願いしたいと要望がありました。

永井会長からは、親子関係に関しても全国産業廃棄物連合会は真っ向から反対したが、結果的に経済界に押し切れ、11月2日に開催が予定されている中央環境審議会の専門委員会でのこの件の政省令についての議題が上っており、情報としては11月2日に政省令として国が出してくると思うので、具体的に愛知県でこういう案件が実際にあるかどうか教えて頂きたいと要望がありました。

8. 各指導行政からの産廃業者に対する要望等について

事務局から、各指導行政からの産廃業者に対する要望等について質問がありました。

豊橋市からは、本日のテーマにもあったが、平成29年10月1日より水銀廃棄物の処理方法が大幅に変更になり、特にボタン電池や蛍光灯など身近なものが水銀使用製品の産業廃棄物に該当する可能性があることから対象となる排出事業者の範囲が非常に広く、これらの周知を豊橋市のみで対処することは困難な状況と思われるので、愛知県産業廃棄物協会の会員からも排出事業者等へ周知等を行っていただきたいと要望がありました。

愛知県からは、実地確認等、もしくは処理業者の選定等の際に排出事業者の方に処理能力が十分にあるか、自分たちの産廃だけを処理するのであれば当然十分な処理能力があるが、他社からの産廃をどれだけ受けていて処理オーバーをしていないか確認をしたいのでマニフェストを見せてほしいといった時

に拒否されたという相談を受けたことがあり、他社のマニフェストを見せる義務は法的にはないが、排出事業者と処理業者との関係の一つに信頼関係の構築が大事だと思うので、排出事業者の不安の払しょくとして確認をしたいとの要望に対して、一蹴することなくマニフェストの代わりに見せられる書類を見せるとか何らかの形で答えて欲しいと要望がありました。

永井会長からは、我々は排出事業者から選ばれる側であり、処理業者が出さなければ選ばなければよいのであり、排出事業者の逃げだと思うが、我々は、選定されるように努力することが必要だと意見がありました。

愛知県からは協力をお願いしたいと要望がありました。

加山理事からは、不測の事態はいつ起こるかわからないので、不測の事態に備えるよう、また、産廃税を我々協会が行うボランティアに使わせていただくことはできないかと要望がありました。

渡邊専務理事からは、行政もしっかりとやっていることを宣伝させていただくとともに、長時間にわたる議論についてお礼の言葉があり、閉会しました。